

独立行政法人日本学生支援機構給付奨学金における 新型コロナウイルス感染症に係る影響による申請受付終了について

独立行政法人日本学生支援機構より新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した学生の給付奨学金（家計急変採用）における申請について、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが変更され、要件としていた国等の各種公的支援制度（特例措置）が申請受付を順次終了している状況を踏まえ、事由発生日が令和 5 年 7 月末までの受付終了の案内が令和 5 年 6 月 21 日付でございましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 事由発生日の期限

令和 5 年 7 月末日

2. 申請期限

家計急変の事由が発生したときから 3 か月以内

（事由発生が令和 5 年 7 月末日の場合は、令和 5 年 10 月末日まで）

※令和 5 年度秋季入学者のうち上記 1. に該当する者は、入学後 3 か月以内の申請可能。

3. その他

(1) 貸与奨学金（緊急・応急採用）における取扱い

新型コロナウイルス感染症の影響により生計維持者の収入が減少した学生等は、貸与奨学金（緊急・応急採用）においても申請が可能ですが、給付奨学金（家計急変採用）と同様に、「生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合」に類するものとしての取扱いは、事由発生日が令和 5 年 7 月末日までの者をもって申請受付を終了します。

(2) すでに当該事由により採用された者の取扱い

新型コロナウイルス感染症の影響により採用された給付奨学生及び貸与奨学生への取扱いについては、変更ありません。

ご不明な点は下記担当までご連絡ください。

【担当】

東京都立大学学生課厚生係

日本学生支援機構奨学金担当

Mail : shogakukin-jasso@jmj.tmu.ac.jp